市民オンブズマンわかやま

私達は、

4月21日に、

岸本健議員とその印刷業者に対

لِ

昨

しし

発行日 2008年5月19日 発行責任者 畑中 正好 和歌山市十二番丁10番地 和歌山合同法律事務所内 連絡先 FAX 073-433-2767 TEL 073-433-2241

http://www.naxnet.or.jp/~wa_obz/ Eメール wa_obz@naxnet.or.jp

れ

Ιţ

私

達

~県民

即

刷ミスし

充当してい

議ポスター印刷ミス代公費充 岸本健議員らに58万円の返還求め



求内容とは異 |税である公金 作成代の一 動 開ポス 並で負担 部が、 なる2

とを、 自主 明らかにし 返還するとし 私 た 岸 達 の 本 ながら、 公開 健 なか 議 員

に対 とその印 還 たものです。 を 印 岸 本 水め 刷 議 そ て 刷 員 ح 行 の 業 そ 返 者

て、

その

差

額

の 返

l١

ます。

る 業 を 枚 公 5 る 公 金 者 数 8 上 費 の 9 限 請 は 負 の 求 るつもりです。」として 方で、「不適切なものが 'n 明らかにしつつ、一 枚 円 同 5 0 ば 29 9 万 円 H すべて返 0 同 13 5 で 枚 あっ 28 0 万円 0

さ

1 れ は

の

成代が、印刷ミスしたポスター 代金に充当されているとして、 春の県議選挙において、公費負担された選挙運動用ポスター の代金約58万円の返還を求める住民監査請求を行いました。 作

たというこ た代金に を行い、 本議員らは、実際にポ ていました。ところ 万 載の公開質問に、 私達が行った4頁 9 4 0 同 金額 円の を受 求

成したとし 発注などのミスにより スター 回刷 代 金等 の IJ 作成としては、 は 直し計3回作 て、 それら 3 月 5 を求めて

そちらをご覧下さい。 公開 の てい 質 細 は問 ますので、 4 の 内 5 容 ゃ

5 枚 28

> 公金負担に対 作成されたも はない、としています。 公金で負担するいわれ 担に帰するものであり、 因を生じさせた者の 行っ むなく住民監査 て、この されないことか ただけ よる代金は、 請求金は、 請求では、 た次第です。 でし たも 該当 までは是正 3回目に の 印 Tすると 小刷ミス その の 請 み



各議員に 監査

私達

は

4

21

日に

が

5

その一方で、

を行いました。 されているとして、 いる選挙ポスター 原各議員と印刷業者に対し、昨春の県議選で公費負担され 面 既報の住民監査請求に引き続き5月13日、私達は、 作成代に選挙ハガキの印刷代などが水増し 約72万円ずつの返還を求める住民監査請求 大沢、

て

1

郎、 72万2216円の返還 引き続き5 を求める住民監査請求 された選挙八 の各議員らに、 で立候補した大沢広太 関連して、 選挙ポスター て公費負担され 春の県議選挙 泉正徳、 月 13 田 作成代に ガキ代等 原日出夫 辺選挙区 月 無料と れている 日 おい ますが、 には、 挙 八 ません。 印刷代は公費負担され ター ていました。 適正に行っているとし 求したポスター たものであり、公金請 しかしながら、 ガキは、寄付だっ 代は公費負担され 含めておらず、 従って、 選挙ハガキの

5頁に掲載のとおり公 3名の議員は、 たことを認めな 印刷 いては、 代の 4 無 選 該当するとしています。 費負担される公費の負 無料にすることは、 もの の上 であり水増しに に 成 り立ってい 公

質問

に

お

ハガキの

を行いました。

負担されない印刷代を

負担された1

公費

返還請求額は、

公費

作成代 ポス 選 料提供の印刷物が存す ı 態から、 明らかにした2名の実 際 ると指摘しています。 るかもしくは、 選挙ハガキ以外にも無 利益が上乗せされてい 回ることはないとして、 作成代が のポスター 作成代を また、 実際 公開質問 40万円を上 の 高額な パポスタ で 実

ます。 差額 ずつの 2 1 6 分 円と 返 72 還 万2216 を 40 求め 万円との T い円

また、

今

回

の

住

2名が議員です。 従っ を求める申立を行い 外部監査人による監査 名の監査委員のうち た。これは、 うい て、 通 常の 個 ま 別 です。 とし による監査を求めた 監査に甘 身内です。 て 議員は ζ さが 外 そ 部 監 の あ の 查 監 る 委 身 查人 など 内 員 の

し

査請求に

4



編集部 座談会

第十二回総会で侃々諤々の議会

下さい。 「ながご容赦知中」今回は紙面が足りず、 サ

了しました。 アレました。

ええ。

遣中止問題で侃々諤々の礼」目的の県議の海外派迫間が世界遺産登録の「お

議論になりました。

のかどうかとかでした礼」目的に公益性がある井上 中止は当然だが、「お

ですか。 畑中のですか。 畑中のですか。 にいうのが本音という話も 査いって急遽中止にしたと 運販谷 民報テレビの取材が 迫間

いはまだですか。 旦間 キャンセル料の支払 足畑中 本当みたいですよ。

- 請求するのでしたね。 井上 支払えば、住民監査畑中 まだのようです。

しょう。 今忙しいですが、やりま畑中 それが総意でしたよ。

の水増し問題の取り組み阪谷 選挙ポスター印刷代

のでしょうか。住民監査請求、まだあるの報告もありましたが、

思っています。 は近い時期に出したいとが、まだあります。1件畑中 すでに2件しました

たね。 査も進んでいるようでし 運動用自動車賃借料の調

公費負担される選挙

のです。

阪谷 問題点を明らかにで 畑っと思っています。

中

それはいえてます。

以

上

きますか。

すので。 かんしゅう がんじょう に調査の必要がありまかし いっさい さいっさい はいっさい はいかい 詳細なお話は、もう

ては。
に関する公費負担についが多いですね。選挙運動井上、それにしても、問題

るからですよ。 ック状態で交付されてい畑中 実質的にはノーチェ

たものです。
も是正されないのも困っが追及しないといつまで、私達

会費納入のお願い

必要な方はお手数かけますがご連絡下さい。 なお、領収書の発行を省かせていただきすでに郵送しております郵便口座にご送金くだす。会費は102500円ですが、なるべく複数す。会費は102500円ですが、なるべく複数す。会費は102500円ですが、ご送金をお願いしますが、ご送金をお願いしまが、要な方はお手数かけますがご連絡下さい。

《ご送金先》



きのくに信用金庫本店

普通預金 0419585

事務局長 畑中正好名義 市民オンブズマンわかやま

郵便局

名 義 市民オンブズマンわかやま 口座番号 00990-7 11007 かやま

ポスター作成代水増し問

公開質問

İψ

ポ

スタ

供の印刷物の実態を問う公開質問

清水和子氏 水 増 認 め たも の ώ ポ

Į

作成された選挙が 求に ち 10 4 関連して、水増し請求とも疑われ 名に対し、公費負担される選挙運 月 1 日付 で、 八 ガキの無料提供等の 昨 春の 和 歌 Щ 県議選 る選挙ポスターととも 動用ポスター に立候補. 実態を問う公開質問を し た候 代の公金請 補者の 行 に

議員は、 挙ハガキの作成代について、残る9名のうち大沢、泉成代が水増しだったことを認め自主返還するとしてい 山下大輔の3議員は有料だったとし、 員は作成していないとしました。 回 I答は、 無料提供だったが水増しではないとし、宇治田、 10名のうち清水候補者が選挙ハガキ作成代と名刺 富安、 藤山、 向井の3 ます。 岸本、 原 の 3 選作

成代として される上限 枚数を作成し 代の公金請 Ţ 単 たとし 価で上限 求 公費負担 小書に作 た業者に対して行 た。 回答は、 対象とした

上限額満額の公金を受 計上が 選挙八 -運動費 T 未だに たが、 議員の業 10 候補者からあり に回答が 向井議員と藤山 者2社からは あ Ď まし ま ぜ

h の ポスター 清 水和子氏は、 作成代が公 実際

されてい

ない

などの候

者 10

該

カキの作 E収支報:

成

代

の に 挙

告書

じかつ、

選

者のポスターを 作成 L١ ま し 費上限 らかにしました。 充当していたとして、 選挙ハガキや名刺代に 自主返還する意向 万6000 て、 受領した公金が 額 より低 円 だっ 額 たと を の 明 58

挙ハガキに 料提供だっ 議 員は、 大沢、 泉員、 作 たことを認 ついては 成 された。 原 の 無 選 3

> 代 査請求を行い られるの 増しされていると考え 供は、その相当金が水 し 求だとして め ているとお かしながら、 ておらず、 の公金請 で2 い 求代には 正当な請 り住民 まし ました。 面 無料 スター に 1掲載 監 提 含

ながら、 後の追及を検討中です。 考えられないの 告示日までに印 としています。 いないことなどおよそ たので作成していない については無投票だっ 議員は、 選 **一学**ハ 選挙ハガキ しかし で、今 ハガキを 刷 Ü て おりです。 に 載

別途支払ってい 八 、ガキは 輔 宇治田、岸本、山下 の3議 有料であり、 買は、 るとし

向井の 議員は、 請求を行いました。 とから、 認めない ましたが、 なること つ 3 まし ているとおり住 たと公 回 作 た。 成 1 内 を 金 し 2 そ 面 容 自 明 請 の た 回 . だっ 5 に 主 求 印 刷 内 民 掲 返 か ح 刷 IJ たこ にし 代だ 監 還 は 載 直

次頁掲載 書への記載 必要とさ たことにな 近抵触する 漏れ 以上の回答から6 な 選挙運動収支報告 ぉੑ Ιţ の 一 れ 回 る 答の ij 問題 ま 漏 公 す。 覧 職 れ 。 修 正 が 詳細は いがあっ 表のと で 選 す。 ~学法 名



3

富安、

藤

Щ

公開質問に対する回答内容一覧表

候補者名	回答内容	資料
1清水和子	選挙ハガキと名刺が無料だった。選挙運動収支報告書は修正する。	
	実際の費用 ポスター 586,000円(960枚)	
	ハガキ 360,000円(10000枚)	
	名刺 160,000円(20000枚)	
	無料だった分は業者へ支払い、業者が頂きすぎている額を県に返還する。	
同印刷業者	清水氏と同趣旨 但しポスター印刷代はデザク代と刷り直し一度含む	
	選挙ハガキ代は有料。 選挙運動収支報告書へは記載もれ。	請求書
	無料印刷物はない。ポスター代金以外はH19/6/6に現金支払い。	等
	不適切なものがあればすべて返還する。	
同印刷業者	実際に3回印刷していますが,違法と言われれば返還しますが返還分は岸本議員に請求する。	台帳等
	選挙ポスター作成は 3/5 500枚 28万	
	3/9 500枚 28万	
	3/13 500枚 29万	
3大沢広太郎	ポスター,ハガキ以外なし	
	 ハガキ8000*20円 = 16,000 榎本氏から寄付されました。	
	選挙用自動車と運転手雇用費については適正にしている	
同印刷業者	ハガキ8000枚16万(寄付) その他の無料・有料の印刷物なし	
	いろいろお世話になり寄付させていただいた。	
4泉生徳	選挙ハガキ8000*20円 = 160,000(寄付)担当者が不慣れのため 記載漏れ	
	大沢議員と同回答	
	ハハ	
5原日出夫	選挙ハガキは無料 選挙運動収支報告書は訂正する。	
	巻手バス下は無11巻手煙割収入取口直は0.4.2.2。 選挙はがき印刷費は請求しませんでした。	
円い 柳未有		
	ポスター作成代は妥当なものと考えます。	
— . + *	ポスター作成代のなかに選挙ハガキ印刷費は入っていません。	++ -1> -+
6山下大輔	選挙ハガキは有料。 選挙運動収支報告書には報告できていない(分割で支払っており完済でき	請求書
	医手達動収支報日音には報日できていない(力制で支払うでのり元消でき ていないため)	など
同印刷業者	 選挙ハガキは作成,選挙ハガキ代10000×25 = 25万 分割払い。	
	印刷物を無料で作成する意向はない	
7字治田栄蔵	選挙ハガキ代は別途支払309,540 収支報告書は追加・訂正する	
	選挙 ポスター自己負担分76,880円は支払っている	
同印刷業者		
8藤山将材	工能と内塚樫目 無投票のため推薦ハガキは作成せず	
		
同印刷業者		
	無投票のため推薦ハガキは作成していない	
	選挙ハガキは作成していない。 印刷物を無料で作成する意向はない	
	無投票のため推薦ハガキは作成せず 	
同印刷業者	回答なし	

背回

橋市長後援会の領 収書改ざん問題などを

ᄩ

告発に当たるとまでは言えな

Q

今後の防止策は。

質問を行い 添付された領収書の改ざん問題などに関する公開 の選挙運動収支報告書の記載漏れ問題と、 和歌山市長の名を冠した後援会の収支報告書に 私達は、 ました。 5月2日、 県選挙管理委員会に、 大橋建 昨春

その概要を紹介します。 回答期限とした14日に回答がありましたので、

して、 Ιţ と考えます。 にとどめておりました。今後 当該印刷にかかる経費の計上 わけではありません。従って、 注意喚起等を行っていきたい の確認については慎重な対応 候補者や出納責任者に対 形式審査権の範囲内で

者説明会等において、

ないよう、立候補予定者向け A 今後、同様の事象が発生し させるとともに、立候補予定 の手引書における記述を充実 【大橋建一後援会の収支報告書添付の領収書の改ざ 選挙運 知徹底を図りたいと考えます。 や選挙公営の手続について周 動費用収支報告書の記載方法

記載もれが判明した選挙運動収支報告書問題】

ことであると考えており、出 を行ったところです。 納責任者に対して厳重に注意 があったことは、大変遺憾な についてどう思われていすか。 Q 収支報告書に記載漏れ等 記載もれが判明したこと

すか。 されていない点について何故 質問などを行っていないので 原則として選挙管理委員

選挙ハガキ作成代が計上 候補者がハガキの印刷を行う 権限のみ有するとされていま 会は形式的な不備を審査する については、必ずしも全ての また、選挙八ガキ作成代

Q

ります。

本を用いて「領収書の写し」を

業者の意見をどのように受け るのか。また、回答のあった やすい説明」 を活用し、引き続き「分かり 立候補予定者説明会の場など 説明を」との意見については、 せにどのように回答されてい Q 止められていますか。 「もう少し分かりやすく 印刷業者からの問い合わ に取り組んで参

ん問題について】

作成した。

原本を紛失し、 考えていますか。 なかったため、 次のとおり説明がありました。 た説明において、後援会から すると思われるがどのように に虚偽の記入をした者に該当 Q 最初の際は、 県選挙管理委員会が求め 処罰の対象となる領収書 再発行もされ 一部の領収書 他の領収書原

書原本を用いて「領収書の写 本は保管しているはず」との強 し」を作成した い思い込みがあり、 2回目のときは、「領収書原 他の領収

認められませんでした。 の記入をした」との事実関係は の説明があり、「領収書に虚偽 一旦は領収書を徴していた旨 このようにいずれの場合も、

Q 思われますがこの点は を保存しない者に該当すると 一罰の対象となる領収書

るものと解されます。 大な過失による場合に適用す 県選挙管理委員会が求めた 処罰規定は、故意又は重

よう、 び会計責任者に対し文書で厳 このようなことが起こらない 重注意を行ったところです。 せられていることから、今後 領収書等を保存する義務が課 と考えます。ただし、3年間 処罰規定には該当しないもの は認められませんでしたので、 な過失があったとの事実関係 援会からあり、 原本を紛失した旨の説明が後 説明において、当該領収書の 当該後援会の代表者及 故意又は重大

説明をした者に該当すると思 Q われますがこの点は 処罰の対象となる虚偽の

は困難と考えます。 該当するものと判断すること に処罰規定の「虚偽の説明」に って、このことをもって直ち とまではいいきれず、 と異なる説明をあえて行った ありました。そのため、 ある」と説明した、との説明が 業を怠ったまま「領収書原本は 強い思い込みがあり、 原本は保管しているはず」との た説明において、後援会から、 Α はじめの説明の際に、「領収書 県選挙管理委員会が求め したが 確認作 真実

題があると考え、 明を行ったことについては問 者の記憶にたよって確認調査 としましては、 重注意を行ったところです。 を怠たり、 ただし、県選挙管理委員会 結果的に誤った説 後援会の担当 口頭での厳

か。 Q 何故告発をしないのです

Α

県選挙管理委員会が求め

ありました。そのため、真実 業を怠ったまま「領収書原本は 強い思い込みがあり、確認作 原本は保管しているはず」との はじめの説明の際に、「領収書 た説明において、後援会から、 ある」と説明した、との説明が

5 って、このことをもって直ち は困難と考えます。これらか とまではいいきれず、 と異なる説明をあえて行った 該当するものと判断すること に処罰規定の「虚偽の説明」に したが

告発を行う場合に当たる

判

選管の考え方は「

メントは次のとおりです。 畑中事務局長の県選挙管理委員会の回答に対するコ

じられず「甘い」考え方と批 難に値します。 るという姿勢にきびしさが感 回答内容は、不正を防止す

として改ざんしたものを提出 原本を紛失したものであった 額を書き換えて3通作出し計 ん行為と、1通の領収書の金 万円の領収書を作出した改ざ 額を書き換えて5通の計約42 していた行為などは、仮に、 4通分約208万円の領収書 それは、1通の領収書の金

としても、改ざん行為はあっ 結果的であったとしても虚偽 と考えられます。 様に、あってはならない行為 の説明をしていた行為も、 てはならないことでありかつ、 同

団体が、 保という視点をより重視すべ 政治と金をめぐる透明性の確 者に求められる遵法精神と、 たる市長の政治団体であるこ とを考えた場合、 また、 その行為をした政治 和歌山市民の代表者 市民の代表

> ます。 とまでは言い切れないと考え



です。 る行為を行っているといえる するという厳しい姿勢を示す このことはまた、不正を防止 の結果を警察・検察に委ねる のですから、告発をして、そ 外形的には処罰法規に該当す 察・検察であり、少なくとも、 を考慮すれば、告発に値する ためにも必要だといえるから べきであるといえるからです。 を最終的に判断するのは、 し、処罰法規に当たるか否か きといえます。これらのこと

当面の予定

5月19日 PM 4:00~ ニュース発送作業日

5月27日 PM 2:00~

県議政務調査費違法支出金返 還請求住民訴訟第4回裁判

5月28日 PM 6:00~ 第1回全員会議

6月30日 PM 4:00~ 編集会議

7月14日 PM 4:00~ ニュース発送作業日

7月23日 PM 6:00~ 第2回全員会議

裁判情報

県議·政務調査費違法 支出金返還請求住民 訴訟

前号で報告した以降裁判が行われていません。

次回は5月27日午後2時から です。

次回会員会議のご案内

日 時 5月28日(水)午後6時~

場 所 和歌山市勤労者総合センター

(和歌山市役所西隣 TEL 073-433-1800)

こぞってご参加下さい